

浄化槽の正しい使い方



あなたのご家庭は合併処理浄化槽ですか ～単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換しましょう～

単独処理浄化槽はし尿だけを処理し、生活雑排水を処理せずに放流するため、現在は新たな設置が禁止されています。

一方、合併処理浄化槽は、トイレからのし尿と併せて、お風呂や台所等からの生活雑排水を処理し河川などに放流します。

既設単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換すると、放流水の汚れを約1/8に減らすことができます。

※転換に際して、補助制度を利用できる場合があります。詳しくは設置する市町村の窓口にお問い合わせ下さい。

霞ヶ浦流域では、霞ヶ浦水質保全条例に基づき、次のような場合に窒素・りんを除去できる高度処理型浄化槽(N型又はNP型)の設置が義務付けられています。

①下水道などの整備・計画区域以外で、単独処理浄化槽又は汲み取りによりし尿を処理している場合

②新築又はリフォームなどで浄化槽を新たに設置する場合

※高度処理型浄化槽の設置に際しては、補助や無利子融資制度を利用できる場合があります。詳しくは設置する市町村の窓口にお問い合わせ下さい。

浄化槽についてのお問い合わせ・ご相談は



茨城県

茨城県県民生活環境部環境対策課
TEL.029-301-2966
環境政策課(県央環境保全室)
TEL.029-301-3044
県北県民センター(環境・保安課)
TEL.0294-80-3355
鹿行県民センター(環境・保安課)
TEL.0291-33-6056
県南県民センター(環境・保安課)
TEL.029-822-7048
県西県民センター(環境・保安課)
TEL.0296-24-9134
水戸市にお住まいの方は、水戸市(下水道部・下水道計画課)へお問い合わせ下さい。

* 法定検査・保守点検・一括契約に関すること *

茨城県知事指定検査機関
公益社団法人
茨城県水質保全協会

〒310-0845 水戸市吉沢町650-1
TEL.029-291-4000 FAX.029-304-5005
ホームページ <http://www.e-mizu-ibaraki.jp>
県南支所
〒300-0048 土浦市田中3丁目8-32
土浦学園通りビル6F
TEL.029-896-3334 FAX.029-896-5899

清掃に関すること

一般社団法人
茨城県環境保全協会

〒310-0853 水戸市平須町1828-192
平須ビル202
TEL.029-303-6007
FAX.029-303-6008
ホームページ
<http://www.kankyo-ibaraki.com>

浄化槽管理者が変更になった場合は、浄化槽管理者変更報告書を提出して下さい。
各種届出の提出先は、市町村の浄化槽担当課です。

2026年7月発行



茨城県



私たち一人ひとりの心づかいが、美しい自然ときれいな水を守ります。

浄化槽は、微生物などの働きを利用して水をきれいにする装置です。

浄化槽は、そのままでは機能を発揮しません。

保守点検と清掃を定期的に行い、はじめてその機能が発揮されます。また、それらが適正に行われ、きれいな水が放流されているかを確認するために、**法定検査**が行われます。

浄化槽の管理者（戸建住宅の場合、通常、住民の方が浄化槽管理者になります。）には、**保守点検・清掃・法定検査が浄化槽法で義務付けられています。**

保守点検

浄化槽の機器や薬剤の状態を点検し、浄化槽の機能が発揮されるように調整します。定期的に行うことで、機器の故障や処理機能の低下を防ぎます。この作業は、茨城県に登録されている浄化槽保守点検業者に委託して下さい。

○保守点検回数

合併処理	処理方式		分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式等	活性汚泥方式	回転板接触方式 接触ばっ気方式 散水ろ床方式
	処理人員				
	小型合併処理浄化槽 (沈殿分離槽又は嫌気ろ床槽を 有する浄化槽)	20人以下	4ヶ月に1回以上	週に1回以上	3ヶ月に1回以上
		21人以上 50人以下	3ヶ月に1回以上		
	沈殿分離槽又は二階タンクを有する施設				
スクリーンおよび流量調整タンク又は 流量調整槽を有する施設					
沈殿分離タンク、二階タンクおよび 流量調整タンクのいずれも有しない施設					
既設単独処理	処理方式	全ばっ気方式	分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式等	散水ろ床方式 平面酸化床方式等	
	20人以下	3ヶ月に1回以上	4ヶ月に1回以上	6ヶ月に1回以上	
	21人以上 300人以下	2ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回以上		
	301人以上	1ヶ月に1回以上	2ヶ月に1回以上		

通常の使用状態において、上記の表に掲げる期間ごとに1回以上となっていますが、環境大臣が定める浄化槽については、環境大臣が定める回数となっています。ただし、駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補充は必要に応じて行って下さい。

上記の表にない処理方式については、メーカー発行の取扱説明書又はメーカーに確認して下さい。

保守点検記録は（最低3年間）保存してください。

清掃

槽内に溜まった汚泥などを抜き取ります。

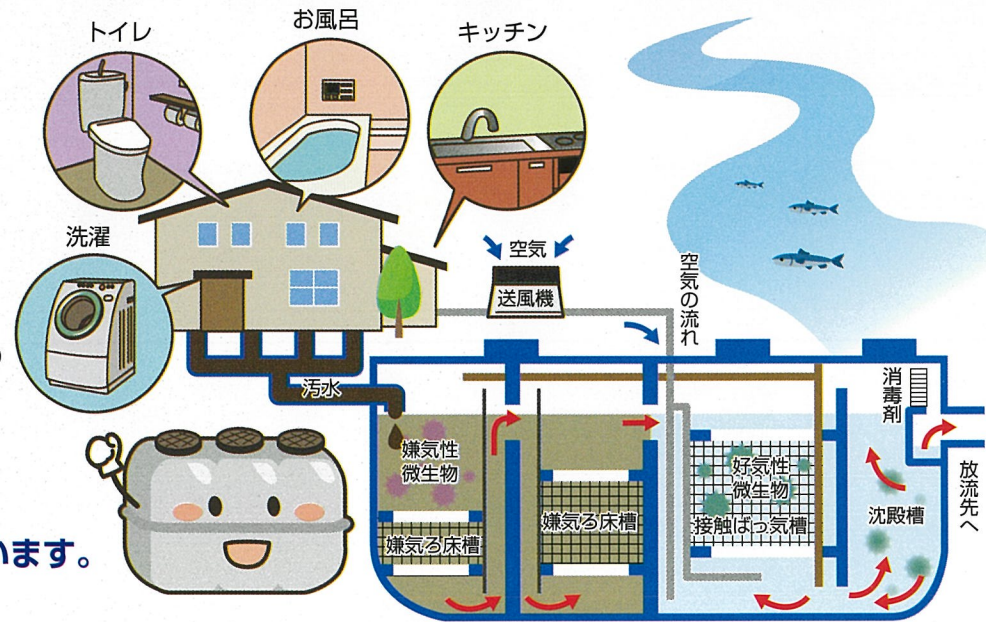
定期的の実施しないと、溜まった汚泥が処理水に混じって流出してしまいます。

この作業は、市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託して下さい。

○清掃回数

毎年1回実施して下さい。ただし、全ばっ気方式浄化槽は、おおむね6ヶ月に1回以上実施して下さい。

清掃記録は（最低3年間）保存してください。



法定検査

浄化槽が適正に管理され、正常に機能しているかを確認する検査です。

設置後最初の検査（浄化槽法第7条検査）と以降毎年1回受ける定期検査（浄化槽法第11条検査）があります。浄化槽管理者は、浄化槽法により法定検査を受けることが義務付けられています。

※法定検査を受けない場合、法令により勧告・命令が出され、30万円以下の過料（金銭罰）に処される場合があります。

◎設置後最初の検査(浄化槽法第7条検査)

工事が適正に行われ、所期の性能が発揮されているかどうか、使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に検査します。

設置届提出時に検査の申込と検査手数料の支払い（前納）をしていただきます。

◎定期検査(浄化槽法第11条検査)

保守点検及び清掃が適正に行われているか、浄化槽の性能が十分に発揮されているかなどを毎年1回検査します。検査手数料は後納ですが、一括契約をしている場合は前納も可能です。

●50人槽以下の浄化槽

2つの方式を組み合わせで検査します。

①検査機関の検査員が直接現場で外観、水質、書類検査を実施します。(5年に1回)

②水質検査（BOD）を主体とした検査で、嘱託採水員または検査機関の検査員等が処理水を採水し検査機関がこれを検査します。(①を行う年以外)

●51人槽以上の浄化槽

検査機関の検査員が直接現場で外観、水質、書類検査を実施します。

◎検査機関

県知事指定検査機関として、公益社団法人茨城県水質保全協会が実施します。

◎浄化槽法定検査手数料

(単位：円)
消費税は非課税

区分	浄化槽法 第7条検査	浄化槽法第11条検査	
		既設単独処理	合併処理
人槽			
10人槽以下	9,500	5,000※	5,000※
11～20人槽	9,500	5,000	6,000
21～50人槽	11,500	6,000	8,000
51～100人槽	13,500	8,000	10,000
101～300人槽	16,500	10,000	13,000
301～500人槽	19,500	13,000	16,000
501～1000人槽	23,500	17,000	20,000
1001人槽以上	28,500	22,000	25,000

※令和8年4月1日より、4,500円から5,000円に変更となりました。

検査項目

- ・外観検査
- ・水質検査
- ・書類検査

保守点検・清掃と法定検査は、目的・内容が異なり、別の観点から行われるものです。

浄化槽一括契約システムをご利用ください

●浄化槽管理者(設置者)の義務である、保守点検・清掃及び法定検査の窓口を一体化することができます。

浄化槽一括契約のメリット

①個々におこなっていた、**保守点検・清掃・法定検査**が同時に契約できます。

②**保守点検・清掃・法定検査**が計画的に実施され、管理の抜け漏れを防ぐことができます。

③**保守点検業者**と**清掃業者**の連携を可能にし、使用中のトラブルに迅速に対応できます。

●一括契約システムについての詳細は、現在契約されている保守点検業者、清掃業者又は(公社)茨城県水質保全協会までお問い合わせ下さい。

浄化槽管理者(設置者)

一括契約
(標準契約書)

法定検査
指定検査機関
(公社)茨城県水質保全協会

保守点検
茨城県に登録した
保守点検業者

清掃
市町村の許可を
受けた清掃業者